



## 電子データ証拠に関する中国の最新規定

パートナー 廖勇

2020年4月26日

電子データは、中国の「民事訴訟法」2012年改正版において新たに追加された証拠形式の一種です。2015年に実施された『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈（以下、「民訴法解釈」といいます。）は、電子データの意味及び範囲について原則的な規定を行いました。電子データとは、電子メール、電子データの交換、インターネット上のチャット記録、ブログ、ミニブログ、携帯SMS、電子署名及びドメイン等の形式を通じ形成され又は電子媒体に保管される情報をいいます。2019年12月25日に最高人民法院は「民事訴訟の証拠に関する最高人民法院の若干の規定」【1】（以下、「規定」といいます。）の新たな修正を發布しました。当該「規定」は、2020年5月1日から施行します。「民訴法解釈」と比較すると、「規定」では電子データの種類、真実性の判断等の内容が細分化されています。

本ニュースレターでは、「規定」について簡単にご紹介いたします。

### 1. 電子データの種類

電子データの種類は複雑であり、また科学技術の発展に伴い電子データの範囲も絶え間なく拡大しています。そのため、「民訴法解釈」では、電子データの原則性のみに対し規定を行っています。間もなく実施される「規定」では、電子データの種類がさらに明確化されました。具体的には次のとおりです。

番号	種類	例
1	インターネットプラットフォームで発布された情報	ウェブページ、ブログ、ミニブログ
2	インターネットアプリサービスでの通信情報	携帯SMS、電子メール、インスタントメッセージ、通信グループ等
3	記録類情報	ユーザー登録情報、身分認証情報、電子取引記録、通信記録、ログイン記録
4	電子文書	文書、画像、音声、動画、デジタル証明

【1】 <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-212721.html>

		書、コンピュータプログラム等
5	その他	なし (筆者注: 科学技術の発展に伴い、電子データの範囲も絶え間なく変化しています。したがって、上記4つの電子データの種類も全ての電子データを網羅することができない可能性があります。「規定」は「その他」という包括条項を設定し、法院が具体的な状況に基づき新たな形式の電子データについて審査を行う助けとしています。)

## 2. 電子データの真実性の判断要素

「民訴法解釈」第104条では、法院は当事者を組織して証拠の真実性、適法性及び証拠により証明が必要となる事実との関連性に関して証拠追求を行わなければならないと定めています。

電子データの真実性に関して、「規定」第93条に基づき、法院は電子データの完全性及び信頼性に影響する要素について総合的に判断しなければなりません。主な要素は次に掲げるとおりです。

電子データ	判断要素
生成、保管及び送信の際に依存するコンピュータシステムのハードウェア並びにソフトウェア環境	完全かつ信頼できるか否か。 正常な運行状況にあるか否か、又は正常な運行状況にない場合に電子データの生成、保管及び送信に影響があるか否か。 有効なエラー防止のモニタリング、照合調査手段を備えているか否か。
保存、送信及び抽出	完全に保存、送信及び抽出されているか否か。 保存、送信及び抽出方法が信頼できるか否か。
形成及び保管	正常な往来活動において形成し、保存されたか否か
実施主体	保存、送信及び抽出の主体が適切か否か。

このほか、「規定」に基づき法院が必要と認めた場合には、鑑定又は現場検証等の方法を通じ、電子データの真実性を審査し判断することができます(筆者注: 電子データの具体的な鑑定手続に関しては、「民事訴訟法」(2017年修正)、「司法鑑定手続通則」(2016年改正)、及び「電子データの司法鑑定についての通用実施規則」(SF/Z JD0400001-2014)等の法律法規及び規範の関連条文をご参照ください)。

## 3. 電子データの真実性を法院が推定する際の事由

証拠により証明が必要な事実について、直接証明するすべがない又は証明が非常に困難な場合に、問題解決のための技術的な手段の一種として法律上の推定があります。「規定」第94条は、電子データの真実性を推定する事由について明確にしています。具体

的には次のとおりです。

### 3.1 真実であると推定すべき事由

電子データの内容が公証機関の公証を経ている場合、法院はその真実性を認めなければなりません。ただし、これを覆すに足る相反する証拠がある場合を除きます。

### 3.2 真実であると推定できる事由

電子データに次に掲げる事由がある場合、法院はその真実性を認めることができます。ただし、反論に足る相反する証拠がある場合を除きます。

- 1) 当事者が提出し又は保管する自己に不利な電子データであるとき。
- 2) 電子データを記録し、保存する中立の第三者プラットフォームにより提供され、又は確認されたとき。
- 3) 正常な業務活動において形成されたとき。
- 4) 档案管理の方式により保管されたとき。
- 5) 当事者が約定する方式により保存、送信、抽出されたとき。

「規定」第 90 条は、疑問点が存在する電子データは、単独で事件の事実を認定する根拠とできないことを明確にしています（筆者注：いずれの事由による真実の推定であっても、「規定」は相反する証拠が存在する場合という例外をいずれも明確にしています。即ち、相手方当事者は相反する証拠を提出し電子データの真実性を否定することができると考えます。反論するための相反する証拠が存在する場合、法院は電子データの真実性を推定せず、上記「規定」の第 93 条に基づき電子データの完全性、信頼性等の真実性に係る要素を備えているか否かを審査しなければなりません）。

## 4. その他

電子データと証書及び視聴覚資料との関係に関しては、「規定」の第 99 条で明確にされています。

- 1) 証書に関する規定は、電子データに適用されます。（筆者注：「民訴法解釈」第 112 条に定める「証書提出命令制度」【2】が電子データに適用されます。）
- 2) コンピュータ等の電子媒体に保管される視聴覚資料については、電子データの規定が適用されます。（筆者注：視聴覚資料には録音資料及び映像資料が含まれ、民訴法の制度上電子データとは異なる種類の証拠に分けられます。）

また、電子データ提出規則及び法院の調査における原本等についての要求に関して、「規定」第 15 条、第 23 条は次のように明確にしています。

- 1) 当事者が電子データを証拠とする場合、原本を提供しなければなりません。
- 2) 電子データの作成者が作成した原本と一致する写し、又は電子データを直接の引用元とする印刷文書若しくはその他明示及び識別可能な出力媒体は、電子データの原本とみなされます。
- 3) 法院は、調査し収集する電子データについて、調査を受ける者に原始媒体の提

【2】「民訴法解釈」第 112 条 証書が相手方当事者により支配されている場合、挙証証明責任を負う当事者は、挙証期限到来までに法院に対し相手方当事者に提出を命ずるよう書面により申請することができる。

供を要求しなければなりません。

## 5. ご提案

情報化の推進に伴い、民事訴訟における証拠は電子データの形式により提示されることが益々多くなっています。2020年5月1日から、より多くの電子データが民事訴訟事件における法廷証拠として確立されるでしょう。したがって、当事者が事件の事実を証明する場合に、電子データをいかに保存、送信、抽出するか、そしていかに証拠として使用するかが特に重要となります。

当事者となった場合に、電子データについて次の点に注意するようご提案します。

- 5.1 契約書等の書面の方式により、電子データの保存、送信、抽出等について事前に約定するとよいでしょう。
- 5.2 電子データの当事者の身分識別（実施主体は適切か否か、例えば当事者の実名認証等を経ているか否か）に注意する。
- 5.3 電子データが民事訴訟の法廷において提出及び提示される方法（例えば、電子メールを提示する場合、マルチメディア設備により表示する場合等）に注意する。
- 5.4 電子データの電子コピーが原本とみなされるか否かについて、筆者が考える要素は次のとおりです。
  - 1) 原始データの内容を正確に反映しているか否か。
  - 2) 完全性、信頼性を備えているか否か。
  - 3) 随時調査取得が可能か否か。
  - 4) 各当事者がいずれもそれが原始データであることに異議を唱えていないか否か。
  - 5) 公証機関による有効な公証を経ており、かつ相手方当事者が相反する証拠を提出し反論していないか否か。

以上

本資料の内容について疑問点がございましたら、[info@shiminlaw.com](mailto:info@shiminlaw.com)までご連絡ください。

本資料の著作権は世民法律事務所（以下「世民」といいます。）に属するものであり、本資料を無断で引用、変更、転写又は複写することは固くお断りいたします。

本資料は、法令の意味を理解するための参考として供する目的にのみ作成されたものであり、法令そのものに対する解釈、説明又は解説等を含むものではありません。